

資循第 462 号
令和 6（2024）年 2 月 14 日

公益社団法人栃木県産業資源循環協会
会長 菊池 清二 様

栃木県環境森林部資源循環推進課長 大橋 禎恵

「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会の中止・延期に伴う更新許可申請の取扱いについて」の廃止について（通知）
廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和 2（2020）年 4 月 1 日以降の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業に係る更新許可申請については、当分の間として、別添のとおり取り扱っているところです。
今般、新型コロナウイルス感染症の位置付けが 5 類感染症に変更された後の公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会の開催状況等を踏まえ、下記のとおり見直すこととしましたので通知いたします。
つきましては、貴協会会員への周知等について御協力を賜りますようお願いいたします。
なお、本件の見直しは本県に限るものであり、他自治体では運用が異なることが想定されますことを念のため申し添えます。

記

1 見直しの内容

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業に係る更新許可申請には、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会の修了証の写しを添付することとする。

（修了証の写しが添付されていない更新申請書は受理できません。）

※令和 2（2020）年 3 月 31 日までと同様に戻すもの（確約書による運用の廃止）

2 適用日

令和 6（2024）年 7 月 1 日（月）

栃木県環境森林部
資源循環推進課
審査指導班 野口
TEL 028-623-3154

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会の中止・延期に伴う更新許可申請の取扱いについて

令和 2 (2020) 年 4 月 3 日

(令和 3 (2021) 年 6 月 30 日変更)

栃木県環境森林部資源循環推進課

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会」について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止及び申込受付延期となっている現状に鑑み、本県が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の更新許可については、当分の間、下記のとおり取り扱うこととしました。

記

- 1 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日以降の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業に係る更新許可申請において、申請書に添付すべき（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会の修了証の写しが添付できない場合も、申請書の他の必要書類について形式要件を満たしているときは、これを受付するものとする。
- 2 上記 1 による申請は、再開された講習会に係る修了証の写しの追加提出をもって、申請者が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有するかどうかを審査の上、許可又は不許可の処分を行うものとする。
- 3 上記 1 により申請書を受付する場合は、申請者に対し、別添（参考例）による書面の提出を求め、次の事項を前提として申請することを確認するものとする。
 - (1) 当該更新許可申請については、上記 1 に係る修了証の写しが添付されていないが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置に伴い講習会が中止・延期となっている現状に鑑み、申請者において再開後の上記 1 の講習会に係る修了証を追加提出することを前提に受付するものであること。
 - (2) 当該更新許可申請について許可又は不許可の処分が行われるまでは、従前の許可が、許可証に記載された有効期限が過ぎた後もなお有効であり、当該許可に係る産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業を行うことができること。
 - (3) 当該更新許可申請は、上記 1 の講習会に係る修了証の追加提出をもって、申請者が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有するかどうかを審査の上、許可又は不許可の処分を行うものであること。
 - (4) 申請者は、再開された上記 1 の講習会に係る修了証を受領した後、速やかに当該修了証の写しを栃木県知事（申請した事務所等）宛て追加提出すること。
 - (5) 該当する講習会が主催者において再開された後、相当の期間が過ぎた後も、申請者からの上記 1 に係る講習会の修了証の写しが追加提出されない場合は、当該更新許可申請について不許可の処分を行う場合があること。
 - (6) 当該更新許可申請の受付日以後、相当の期間が過ぎた後も、上記 1 の講習会に係る修了証の写しが追加提出されない場合は、申請の取下げについて申請者に確認することとなること。
 - (7) 当該更新許可申請について、不許可の処分となった場合はもとより、上記 1 の講習会に係る修了証の交付が受けられないなどの都合で申請を取り下げる場合でも、申請手数料は返還されないこと。